

答 申 第 3 2 1 号
令 和 4 年 1 月 1 8 日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 濱 口 弘 太 郎



個人情報ファイルの廃止について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第12条第4項の規定により、令和4年1月12日付け岐阜市ワ恵第5号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

障害者福祉施設である福祉部第二恵光、第三恵光、ワークス恵光及びケアホーム恵光は、施設の利用者の管理のため、当該利用者の氏名、性別、生年月日等の情報を個人情報ファイルとして保有していたが、令和4年4月1日から施設の管理を指定管理者に行わせることに伴い、当該個人情報ファイルを保有する必要性なくなるため、廃止する。

2 廃止する個人情報ファイルの名称

利用者個人記録

3 意見

適当なものと認める。